京都市里道管理条例の一部を改正する条例(令和８年１１月１１日京都市条例第 １９号)

(建設局土木管理部道路河川管理課)

本市が徴収する里道の占用料の適正化を図るため、次の措置を講じることとしました。

１　占用料の額の改定

占用物件			単位	占用料			
				改正前		改正後	
				市街化区域	その他の区域	市街化区域	その他の区域
電柱、電線、街灯、郵便差出箱その他これらに類する工作物	電柱及びその支柱類		1本につき1年	円 4,600	円 450	円 4,800	円 440
	電話柱及びその支柱類			2,600	260	2,800	260
	その他の柱類			260	26	280	26
	線類	共架電線その他上空に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	26	3	28	3
		地下電線その他地下に設けるもの		16	2	17	2
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1個につき1年	2,200	220	2,300	210
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	5,300	530	5,600	510
ガス管、水管、下水道管その他これらに類する物件	管路	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	110	11	120	11
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		160	16	170	15
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		240	24	250	23
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		320	32	330	31
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		480	47	500	46
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		640	60	670	60
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		1,100	110	1,200	110
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,600	160	1,700	150
		外径が1メートル以上のもの		2,500	250	2,700	250
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	1,600	160	1,700	150

その他の工作物、物件及び施設	別に定める。	別に定める。

この条例は、令和９年４月１日から施行することとしました。

京都市里道管理条例施行規則の一部を改正する規則（令和８年１１月１１日京都市規則第３０号）（建設局土木管理部道路河川管理課）

京都市里道管理条例の改正に伴い、同施行規則に定める占用料についても改定を行うこととしました。

１　占用料の額の改定

占用物件				単位	占用料			
					改正前		改正後	
					市街化区域	その他の区域	市街化区域	その他の区域
鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設	自動運行補助施設	道路法第２条第２項第５号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき１年	16	2	17	2
			その他のもの		50	5	60	5
		里道の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		１本につき１年	4,200	420	4,400	410
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	2,600	260	2,800	260
			地下に設けるもの		1,600	160	1,700	150
	その他のもの				5,300	530	5,600	510
工事用施設及び工事用材料				占用面積1平方メートルにつき1月	2,400	210	2,800	210
標識				１本につき１年	4,200	420	4,400	410
通路	上空又は地下に設けるもの			占用面積1平方メートルにつき１年	12,000	1,100	14,000	1,000

	そ　の　他　の　も　の		5,300	530	5,600	510
その他の工作物、物件及び施設		別に定める。			別に定める。	

この規則は、令和９年４月１日から施行することとしました。